

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成31年1月22日

作成者：弁理士 松嶋 俊紀

【事件名】 地殻様組成体の製造方法事件
【事件種別】 拒絶審決取消
【事件番号】 平成30年（行ケ）第10041号
【裁判所部名】 知財高裁第3部
【判決日】 平成30年12月6日判決言渡
【キーワード】 特許請求の範囲の記載要件（サポート要件）、進歩性（引用発明の認定）

【事件の概要】

1. 手続きの経緯

平成24年 3月30日：特許出願（特願2012-83259号）

・・・

平成28年 6月24日：拒絶査定（第29条第2項）

平成28年10月 5日：拒絶査定不服審判（不服2016-149869号）

・・・

平成29年10月30日：拒絶理由通知（第36条6項第1号及び第2号、第29条第2項）

平成29年12月28日：手続補正

平成30年 2月14日：拒絶審決→本審決の取消しを求める訴訟提起（3月28日）

2. 本願発明（請求項2乃至5は省略）

【請求項1】

炭酸カルシウムを主成分として成る炭酸カルシウム組成物と、ケイ酸塩を主成分として成るケイ酸質組成物と、酸化鉄系物質を主成分として成る酸化鉄組成物との焼成物より成る固相組成物であって、上記炭酸カルシウム組成物、上記ケイ酸質組成物、及び上記酸化鉄組成物の少なくとも何れかが放射能汚染由来であり、全体として上記固相組成物内に閉じ込められた所定値以下の濃度の放射性物質を含んで構成されている地殻様組成体を微粉砕して成る**粉砕材**と、

測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満で焼成した放射性物質を含有する**焼成汚染材**と、

を**水**で混練して全体として放射能濃度が法的に設定された法令基準値以下の**ペースト状組成物**を生成することを特徴とする地殻様組成体の製造方法。

3. 取消事由1（サポート要件適合性についての判断の誤り）

3-1. 原告の主張

・・・省略・・・

3-2 被告の反論

(1) 本願明細書の発明の詳細な説明の段落【0001】、【0002】及び【0005】の記載から、本願発明は、大震災の後、原子力発電所の事故があり、多くの放射性物質が飛散し、日々集積するゴミ焼却場の焼却灰や下水処理場の汚泥、被災地の瓦礫、また、河川や海洋にも放射能汚染物質が確認されているという背景に基づいてされたものであるといえる。また、段落【0133】～【0136】の記載から、「放射能汚染材は、魚貝類、野菜類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき（コンクリ、木材、ガラス、金属、プラスチック）、汚染水、土砂、路面材等である」こと、及び「セシウム-134は、沸点が671℃であり、「焼成温度を671℃未満としたときには、大部分の放射性物質が気化することを防止することが出来る」ことが分かる。

ところで、本願の請求項1の「測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ」「汚染材」に含まれる「放射性物質」として、どのような放射性物質が含まれるかは特定されていない。そして、本願発明は上記の背

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



景に基づいてされたものであるところ、原子力発電所の事故により飛散した放射性物質に、セシウムやストロンチウム、その他の放射性物質が含まれていることは自明である。また、「放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂」は、通常、放射性物質としてセシウムだけを含んでいるものとも、また、ストロンチウムだけを含んでいるものともいえない。

そうすると、本願の請求項1の「前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満で焼成した放射性物質を含有する」との記載は、どのような放射性物質が含まれるかは特定されていない汚染材の焼成温度を、①セシウムの気化温度（沸点671℃）未満にするか、②ストロンチウムの気化温度（沸点1382℃）未満にするか、③セシウム及びストロンチウムの気化温度未満にするかの態様に特定していることが解するのが相当である。

以上によれば、審決が判断したとおり、本願の請求項1の「放射性物質」自体については何ら特定されておらず、「放射性物質として含まれる」ものの中にセシウム及び／又はストロンチウムがあることが特定されているから、「放射性物質」は少なくとも「セシウム及びストロンチウム」を含むと解することができる。

(2) 次に、本願明細書の段落【0135】には、セシウムの気化温度（沸点）未満の焼成温度にしたときの効果についての記載がある。

しかし、段落【0133】に、焼成温度を放射性物質の気化温度未満にする旨の記載があるものの、本願明細書の発明の詳細な説明には、具体的に放射性物質としてストロンチウムを選択し、焼成温度をストロンチウムの気化温度（沸点）未満とすることについての記載はない。そして、本願明細書の表3によれば、ストロンチウムの気化温度未満という特定では、ヨウ素-129だけでなく、セシウム-134、セシウム-137、亜鉛-65及びテルル-123mも気化してしまう可能性がある。また、焼成温度が、セシウム-134の気化温度（沸点）未満であれば、必然的に、ストロンチウムの気化温度（沸点）未満になるものの、段落【0135】には、セシウム-134の気化温度（沸点）未満の焼成温度とすることが開示されているにすぎず、ストロンチウムの気化温度（沸点）未満の焼成温度とすることが開示されていると理解することはできない。

(3) したがって、本願発明1として含まれる態様、つまり、少なくとも「セシウム及びストロンチウム」を含む放射性物質が含まれる汚染材を、セシウムが気化してしまうストロンチウムの気化温度未満で焼成する（例えば、1000℃で焼成する）態様は、本願明細書の発明の詳細な説明に記載も示唆もされていない。

また、焼成温度を、「ストロンチウムの気化温度（沸点1382℃）未満にする」態様及び「セシウム及びストロンチウムの気化温度未満にする」態様は、セシウム-134や、セシウム-137、亜鉛-65、テルル-123mを気化してしまうものも含むものである。

よって、本願発明1は、その課題である「放射性物質の気化温度未満で焼成」して、「放射性物質や灰分が残渣として残り、放射性物質が気化されて大気中に放出されないようにする」とともに「有機物を気化若しくは無機化させる」という課題を解決できない発明を含み、また、特許を受けようとする発明が、本願明細書の発明の詳細な説明に記載されたものであるとはいえないから、本願の特許請求の範囲の記載は、サポート要件を満たしていない。

(4) 原告の主張について

原告は、当該汚染材にセシウムとストロンチウムの両方が含まれているときは、「気化温度」は、より低い方、すなわちセシウムの気化温度（671℃）を意味すると主張する。

しかし、本願明細書の発明の詳細な説明の段落【0135】の記載からは、焼成温度をセシウム-134の沸点（671℃）未満としたときに、大部分の放射性物質が気化することを防止する一方、その焼成温度で気化する放射性物質（ヨウ素-129（沸点184.3℃））もあることが理解できる。

そして、本願発明1において、放射性物質にヨウ素-129が含まれるとき、「気化温度」は、より低い方の、放射性物質（ヨウ素-129（沸点184.3℃））の気化温度が選択されるわけではない。そうすると、本願発明1は、複数の放射性物質が含まれる場合に、焼成温度を放射性物質の気化温度が高い方の放射性物質の気化温度未満とすることも含む。

また、本願発明1の「セシウム及びストロンチウムの気化温度未満で焼成した」との記載は、文言上、セシウムの気化温度未満、及び、ストロンチウムの気化温度未満で焼成、つまり、2つの焼成温度（焼成温度領域）で焼成することを特定しているとも解される。なお、汚染材を2つの焼成温度（焼成温度領域）で焼成する場合、汚染材を焼成温度（焼成温度領域）の異なる2つの場所を通過させて焼成することが考えられるところ、本願発明1はそのことを特定していない。

さらに、本願発明1は、より低い方の気化温度を選択することまで特定していない。

そもそも、本願明細書の発明の詳細な説明には、焼成温度について、セシウム-134の沸点未満の温度にす

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



ることが記載されているのみで、セシウム-134以外の多数の放射性物質からストロンチウムを特定し選択することは記載されていないから、セシウム及びストロンチウムの両者から、一方の気化温度を選択するという思想が記載されているとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、特許請求の範囲の記載及び発明の詳細な説明の記載に基づく主張とはいえない。

3-3 裁判所の判断

(1) 審決は、本願発明1は、少なくともセシウム及びストロンチウムを含む放射性物質を、1382℃未満の温度（例えば1000℃）で焼成する場合を含むと解され得るが、1382℃未満の温度で焼成をすると、「前記放射性物質として含まれるセシウム及びストロンチウム」のうちのセシウム（沸点671℃）が気化するため、本願発明1の効果である「放射性物質の気化温度未満で焼成」し、「放射性物質や灰分が残渣として残り、放射性物質が気化されて大気中に放出されないようにする」とともに「有機物を気化若しくは無機化させること」を実現できないとして、特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合しないと判断した。

(2)ア そこで検討するに、特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものと解される。

イ 本件についてみると、本願発明1は、焼成汚染材を「測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満で焼成した放射性物質を含有する」ものと特定するものである。

そうすると、本願の請求項1にいう、「汚染材に放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウム」には、汚染材に放射性物質として「セシウム及びストロンチウム」の両者が含まれる場合のみならず、「セシウム又はストロンチウム」、すなわち「セシウム」、「ストロンチウム」のいずれか一方のみが含まれる場合も含まれているというべきである。

ウ また、本願明細書には、前記1(1)カのとおり、「前処理工程1001では、図15に示すように、汚染材を地殻様組成体20の原料として使用する前に、汚染材の焼成処理を行う。ここでの焼成温度は、放射性物質の気化温度未満とし、放射性物質や灰分が残渣として残り、放射性物質が気化されて大気中に放出されないようにする。このように、汚染材は、焼成処理されることで、有機物を気化若しくは無機化させることが出来る。」（【0133】）、「セシウム-134は、沸点が671℃である。従って、例えば、焼成温度を671℃未満としたときには、大部分（判決注：原文のまま）の放射性物質が気化することを防止することが出来る。」（【0135】）と、焼成温度を汚染材に含まれる放射性物質の気化温度未満とすることにより、放射性物質の気化を防止できることが記載されている。これに対し、本願明細書には、汚染材に含まれる放射性物質の気化温度以上の温度で焼成することについての記載はない。

このような本願明細書の記載に鑑みれば、本願発明1の上記特定事項については、セシウム及びストロンチウムを放射性物質として含む、すなわち、セシウムとストロンチウムの両者を同時に放射性物質として含む場合には、セシウム及びストロンチウムの気化温度未満で汚染材を焼成、すなわち、両者の気化温度に共通する部分となる（より低い気化温度である）セシウムの気化温度未満で焼成するものと解するのが自然である。また、セシウム又はストロンチウムのいずれか一方のみを放射性物質として含む場合には、当該放射性物質の気化温度未満で焼成するものと解される。

エ したがって、請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるというべきである。

(3) 被告の主張について

被告は、本願明細書の発明の詳細な説明には、具体的に放射性物質としてストロンチウムを選択し、焼成温度をストロンチウムの気化温度（沸点）未満とすることについての記載はない上に、ストロンチウムの気化温度未満という特定では、ヨウ素-129だけでなく、セシウム-134、セシウム-137、亜鉛-65及びやテルル-123mも気化してしまう可能性があるから、本願発明1は、その課題である「放射性物質の気化温度未満で焼成」して、「放射性物質や灰分が残渣として残り、放射性物質が気化されて大気中に放出されないようにする」とともに「有機物を気化若しくは無機化させる」という課題を解決できない発明を含み、また、特許を受け

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



ようとする発明が、本願明細書の発明の詳細な説明に記載されたものであるとはいえないと主張する。

しかし、本件明細書の記載が、放射性物質としてストロンチウムのみが含まれている場合を想定し、その場合にはストロンチウムの気化温度未満の温度で焼成することとしているものと解されることは、前記(2)イ、ウにおいて説示したとおりである。

そして、本願発明1は、前記(2)ウのとおり、測定下限値を超える放射能濃度の放射性物質として、セシウムのみ、ストロンチウムのみ、その両方が含まれる各場合について、含まれる放射性物質の気化温度未満で焼成することを特定しているから、測定下限値を超える放射能濃度の放射性物質として、セシウム及びストロンチウム以外の放射性物質が含まれることを前提とする被告の主張を採用することはできない。

(4) 小括

したがって、特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合しないとした審決の判断には誤りがあり、その誤りは結論に影響を及ぼすものであるから、原告が主張する取消事由1は理由がある。

4. 取消事由2 (引用発明の認定の誤り)

4-1. 審決が認定した引用発明並びに本願発明と引用発明との一致点及び相違点

引用発明：「放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処分にむけた検討状況」に記載された発明（川崎市ホームページ、別紙）

(1) 引用発明

「放射性物質対策の対象をセシウム（Cs134，Cs137）とし、放射線濃度がめやす値より低くなるように対策する、下水汚泥焼却灰のセメント原料化を行う、下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法。」

(2) 本願発明1と引用発明との一致点及び相違点

<一致点>

「炭酸カルシウムを主成分として成る炭酸カルシウム組成物と、ケイ酸塩を主成分として成るケイ酸質組成物と、酸化鉄系物質を主成分として成る酸化鉄組成物との焼成物より成る固相組成物であって、全体として上記固相組成物内に閉じ込められた所定値以下の濃度の放射性物質を含んで構成されている地殻様組成体を微粉碎して成る粉砕材と、

測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、焼成した放射性物質を含有する焼成汚染材と、

水を混練して全体として放射能濃度が法的に設定された法令基準値以下のペースト状組成物を生成する地殻様組成体の製造方法。」

<相違点1>

本願発明1の「粉砕材」は、「炭酸カルシウム組成物、上記ケイ酸質組成物、及び上記酸化鉄組成物の少なくとも何れかが放射能汚染由来である」のに対して、引用発明はセメント原料化に係るセメントの具体的製造工程が特定されない点。

<相違点2>

本願発明1の「焼成」は、「前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満」でなされるのに対して、引用発明はこのように特定されない点。

4-2. 原告の主張

・・・省略・・・

4-3. 被告の反論

(1) 引用文献の「1 これまでの経緯と今後の予定」の項の記載から、引用文献には、放射性物質対策のために、下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法について検討したことが記載されていることを読み取ることができる。

(2) そして、引用文献の記載から、「下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法」に関する事項として、次のことを読み取ることができる。

すなわち、引用文献には、①「・今回の安全性評価の中では、セシウム（Cs134，Cs137）を対象としたことを前提条件として明示することが望ましい。」という記載が含まれていることから、放射性物質対策の対象をセシウム（Cs134，Cs137）とすること、②「・めやす値より低いからそれで良しとするのではなく、さらに、できる限り影響が小さくなるよう対策する姿勢が重要」という記載が含まれていることから、放

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



放射線濃度がめやす値より低くなるように対策すること、③「・再利用（下水汚泥焼却灰のセメント原料化）の再開を目指すことは望ましい。」という記載が含まれていることから、下水汚泥焼却灰のセメント原料化を行うこと、をそれぞれ読み取ることができる。

したがって、引用文献から、放射性物質対策の対象をセシウム（Cs134、Cs137）とし、放射線濃度がめやす値より低くなるように対策する、下水汚泥焼却灰のセメント原料化を行う、下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法を検討したことを読み取ることができる。

そして、「放射性物質対策の対象をセシウム（Cs134、Cs137）とする」こと、「放射線濃度がめやす値より低くなるように対策する」こと、及び、「下水汚泥焼却灰のセメント原料化を行う」ことが表す技術的事項は、それぞれ当業者が普通に理解し得る事項である。

(3) 以上によれば、引用文献には、「放射性物質対策の対象をセシウム（Cs134、Cs137）とし、放射線濃度がめやす値より低くなるように対策する、下水汚泥焼却灰のセメント原料化を行う、下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法。」という発明、すなわち引用発明が記載されている。

なお、引用文献の右側に記載されている「3 安全性評価の検討フロー」のフロー図（ポンチ絵）には、「放射性物質が検出された焼却灰等」において、「下水汚泥焼却灰」を「処分する」に際し、「セシウム合計値が8000ベクレル/kg」を超えない時、「有効利用」をするために、「セメント原料化（下水汚泥焼却灰）等の資源化」することが示されている点を考慮したとしても、引用文献には引用発明が記載されているといえる。

したがって、引用文献に引用発明が記載されているとした審決の判断に誤りはない。

(4) 原告の主張について

原告は、引用文献に「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法が開示されていないと主張する。しかし、引用文献の記載から「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」が再開されていないことがうかがわれるからといって、直ちに引用文献に「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法が開示されていないことにはならない。

また、「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法については、例えば、特許第4030636号公報（乙4）の実施例に、川崎市のスラッジセンターから発生した下水汚泥焼却灰を用いたセメント組成物が開示されており、セメント組成物はこれまでにない新しいセメントであると記載されている。また、特開2002-187748号公報（乙5）及び特開2011-102208号公報（乙6）にも、下水汚泥焼却灰とセメントとを混合してなるセメント組成物、混合セメントが記載されているように、当該方法は一般的に確立されていた技術といえる。

したがって、「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」は、本願出願日以前に、川崎市においても確立されており、また、引用文献には「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を安全に行う方法が記載されているといえるから、この点についての原告の主張は当を得たものとはいえない。

4-4. 裁判所の判断

(1) 審決は、引用文献には引用発明が記載されていると認定し、本願発明1は引用発明に基づいて当業者が容易に発明できたと判断した。

(2)ア そこで検討するに、進歩性の判断に際し、本願発明と対比すべき特許法29条1項各号所定の発明は、通常、本願発明と技術分野が関連し、当該技術分野における当業者が検討対象とする範囲内のものから選択されるところ、同条1項3号の「刊行物に記載された発明」は、当業者が、出願時の技術水準に基づいて本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべきものであるから、当該刊行物の記載から抽出し得る具体的な技術的思想でなければならない。

イ 本件についてみると、引用文献は、その表題から、放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処分に向けた検討状況を1枚の資料にまとめたものと認められる。

そして、引用文献の「1 これまでの経緯と今後の予定」の項の記載から、①平成23年9月から、「放射性物質対策検討特別部会」において下水汚泥焼却灰等の安全な処分に向けた検討が開始されたこと、②同年10月から、下水汚泥焼却灰等の処分に関する安全性評価検討業務委託がされ、委託先の有識者委員会である汚染焼却灰等処分安全性評価委員会が3回開催されたこと、③平成24年3月に東日本大震災対策本部会議が開催又は予定され、処分に向けた検討の方向性について確認されること、④同年4月以降、実現に向けた課題の抽出や整理が行われる予定であることが理解できる。

また、「2 第1～3回汚染焼却灰等処分安全性評価委員会での有識者からの主な意見」の項の記載は、上記有識者委員会での主な意見をまとめたものと理解できるところ、「(前提)」の欄に、「今回の安全性評価の中では、セシウム（Cs134、Cs137）を対象としたことを前提条件として明示することが望ましい」との記載があることから、放射性物質としてセシウムが検討対象になっていたことが把握できる。

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



さらに、「(方針)」の欄に、「再利用（下水汚泥焼却灰のセメント原料化）の再開を目指すことは望ましい」、「めやす値より低いからそれでよしとするのではなく、さらに、できる限り影響が小さくなるよう対策する姿勢が重要」との記載があることから、上記有識者委員会において、放射性物質としてセシウムを含む下水汚泥焼却灰のセメント原料化の再開を目指すこと、放射線の影響はできる限り小さくするよう対策すべきことが、方針に関する有識者の意見として存在したことをそれぞれ理解できる。

その一方で、引用文献には、放射性物質が検出された下水汚泥をどのように焼却するか、下水汚泥焼却灰ほどの程度の放射性物質を含むものであるか、下水汚泥焼却灰をセメント原料化する際、できる限り影響が小さくなるようにどのような対策をするのか等、下水汚泥焼却灰を処分するに当たっての具体的な方法、手順、条件など、技術的思想として観念するに足りる事項についての記載は一切存在しない。

そうすると、引用文献には、単に放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処分にに向けた方針、及び当該方針に関する有識者の意見が断片的に記載されているにすぎず、下水汚泥焼却灰等の安全な処分方法というひとまとまりの具体的な技術的思想が記載されているとはいえない。

ウ したがって、その余の点について認定、判断するまでもなく、引用文献に審決が認定した引用発明が記載されているとはいえない。

(3) 被告の主張について

被告は、引用文献の記載から、「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」が再開されていないことがうかがわれるからといって、引用文献に「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法が開示されていないことにはならないし、「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法は一般的に確立されていた技術といえるから、原告の主張は失当であると主張する。

しかし、引用文献中の「再開を目指すことが望ましい」との記載からは、下水汚泥焼却灰のセメント原料化が引用文献の作成時点において中止されていたことが明らかであるところ、上記(2)のとおり、引用文献には下水汚泥焼却灰を処分するに当たっての具体的な方法など、技術的思想として観念するに足りる事項についての記載は一切存在しないのであるから、同文献に「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」を行う方法が開示されているとはいえない。

また、被告が証拠として提出した乙4～6は、いずれも「下水汚泥焼却灰のセメント原料化」技術に関する刊行物であるものの、放射性物質を含む下水汚泥焼却灰のセメント原料化についての記載はないから、これらの証拠をもって、引用文献が対象とする「放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等」におけるセメント原料化が確立された技術ということとはできない。

したがって、この点についての被告の主張を採用することはできない。

(4) 小括

よって、引用文献に引用発明が記載されていることを前提として、本願発明1は引用発明に基づいて容易に想到することができたとした審決の判断には誤りがあり、その誤りは結論に影響を及ぼすものであるから、原告が主張する取消事由2は理由がある。

5 結論

以上によれば、原告が主張する取消事由1及び2はいずれも理由があるから、審決は取り消されるべきである。

よって、主文のとおり判決する。

【考察&私見】

・サポート要件違反が指摘された場合において、仮に、発明の詳細な説明に対応する直接的な記載がされていなかったり、その示唆がされていなかったりしても、発明の課題及び出願時の技術常識からして、当業者がその発明の課題を解決できると認識できる範囲の記載がされているか否かを検討する余地がある。

・新規性や進歩性違反が指摘された場合において、引用文献の記載が「技術的思想として観念するに足りる事項についての記載」なのか否かや、「断片的」な記載を組合せることなく、ひとまとまりの具体的な技術的思想が記載されているか否か等を検討する余地がある。

以上